

専決処分の報告について

地方自治法第 180条第 1 項の規定により、工事請負契約金額の変更について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

## 専決処分書

地方自治法第 180条第 1 項の規定により、令和 6 年10月15日議会の議決により指定された工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月24日

沼津市長 頼 重 秀 一

契約の目的 議第13号 大平江川排水機場築造工事  
(令和 6 年 2 月22日議決)

契約の金額 当 初 2 8 9 , 3 0 0 , 0 0 0 円  
変更後 3 0 7 , 0 1 0 , 0 0 0 円  
(当初議決より17,710,000円増額 (6.12%増) )

変更の概要 掘削によって生じる発生土について、再利用を予定していたが、埋戻し材料として適さないため、沼津市指定地で処分するとともに、新たに埋戻し材料を購入することに伴い、契約の金額を変更するもの。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年2月9日提出

**令和 6年2月22日 原案可決**

沼津市長 頼 重 秀 一

- 1 契約の目的 大平江川排水機場築造工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約の金額 289,300,000円
- 4 契約の相手方 沼津市岡宮字松沢台 946番地の1  
株式会社集組  
代表取締役 高 村 和 秀